

## 河川や海を汚さないために チェックシートを使ってチェックしてみよう！



番号	チェック項目	○印
1	「環境保全に関する誓約書」「浄化槽維持管理等委託契約書写」「使用開始検査等承諾書」の内容・必要性を確認した。	
2	浄化槽の使用開始の報告書(※)を、県民局または市町に提出した。 (※管理者氏名・浄化槽の規模・設置場所・使用開始日を記載した報告書)	
3	相続や売買等によって浄化槽の管理者が変わった場合は「(管理者変更の)報告書」を、また、下水道に切り替えて浄化槽を撤去するなど、完全に使用しなくなった場合は、「使用廃止届出書」を県民局や市町に提出しなければならないことを知っている。	
4	台所の流しや風呂の排水口に、三角コーナー(ろ紙、ゴミ取りネット)などをセットしている。	
5	料理は食べきれる量だけを作り、食べ残しも排水口に流さないようにしている。また、油は使いきるように工夫し、捨てる場合にも紙やボロ切れに浸み込ませて排水口に流さないようにしている。	
6	米のとぎ汁は捨てないで、植木にやったり、庭にまいたりしている。(無洗米を使っている人は○)。	
7	洗濯はできるだけまとめて行い、適量の洗剤で洗っている。	
8	浄化槽の保守点検をしている業者や点検時期を知っている。 	業者名 _____ 毎年 1回目 月ごろ 2回目 月ごろ 3回目 月ごろ 4回目 月ごろ 電話番号 _____
9	浄化槽の清掃をしている業者や清掃時期を知っている。 	業者名 _____ 每年 月ごろ 電話番号 _____
10	兵庫県水質保全センターが実施する法定検査の必要性や検査時期を理解している。 	毎年 月ごろ

○印が7個以上→意欲十分です。これからも続けましょう！

\*2、3番の報告書や使用廃止届出書の様式は、

兵庫県水質保全センターのホームページ(<http://www.hyogo-suishitsu.jp>)からダウンロードすることができます。



この用紙は再生紙を使用しています。

26.4.10000.2

# 浄化槽を使用される方へお願い

## ～設置後等の水質検査(浄化槽法第7条検査)について～

浄化槽は私達に快適な生活を約束してくれます。しかし、正しく維持管理をしないと、悪臭の発生や河川・海を汚す原因となります。浄化槽を使用される皆さんには、浄化槽法により浄化槽の水質検査が義務付けられていますので、このパンフレットをお読みいただき、浄化槽を正しくお使いいただくとともに浄化槽法第7条第1項の規定に基づく水質検査を受検していただこうよお願いします。

## ○ 浄化槽の使用に際して最初に確認しておきましょう！



兵庫県浄化槽指導要綱では、浄化槽を設置する際、建築主を置く県や市等へ提出する確認申請等の書類には、設置並びに環境保全に問題が生じた場合、浄化槽を使用している管理者自らが責任をもって解決する旨の「環境保全に関する誓約書」をはじめ、浄化槽の保守点検および清掃を履行し、委託する旨の「浄化槽維持管理等委託契約書写」並びに法定検査の受検を承諾した旨の「使用開始検査等承諾書」が添付されていますので、書類の確認を！

### ＊「使用開始検査等承諾書」について

浄化槽を使用する場合、①使用を開始して3ヶ月を経過してから5ヶ月の間に受検する使用開始後の水質検査(浄化槽法第7条検査)と②毎年1回の定期検査(浄化槽法第11条検査)の受検が義務付けられています。(詳細は次頁)  
「使用開始検査等承諾書」とはこれら検査の受検を承諾したという内容の書類です。

## ○ 浄化槽の使用上の注意



### ● 兵庫県知事指定浄化槽検査機関

## 一般社団法人 兵庫県水質保全センター

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ：<http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修

TEL 078-341-7711(代表)



エコアクション21  
認証登録番号 002335

# 浄化槽をきちんと維持管理しよう！

## 浄化槽設置の法定手続き(建築確認申請または設置届出)

### 浄化槽の設置工事

設置工事は、県知事の登録を受けた浄化槽事業者が行います。

### 保守点検の実施

県知事又は政令市の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して、浄化槽の使用開始直前に初回の保守点検を行います。

### 使用開始報告

浄化槽の使用開始後30日以内に、管理者氏名・浄化槽の規模・設置場所・使用開始日を記載した使用開始報告書を、お住まいの地域の県民局や市町の浄化槽担当課に提出します。

## 設置後等の水質検査【浄化槽法第7条検査】

浄化槽の工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を發揮しているかを調べます。なお、検査の結果は行政機関並びに浄化槽管理者の承諾のもと関係業者に通知することとなっています。

使用開始後  
3~8ヶ月の間

兵庫県水質保全センター  
に基づく指定検査機関

- 外観検査
- 水質検査
- 書類検査

### 浄化槽保証制度(センター会員認定)

兵庫県水質保全センターでは、管理者の方々に安心して使用してもらえるよう浄化槽(新設される50人槽以下)の保証制度(下記①~③の制度)を創設しています。

この制度はセンター会員である浄化槽メーカー・工事業者・保守点検業者及び清掃業者が一体となった責任体制のもとで行っています。



### ①浄化槽中間立会検査制度

浄化槽の設置工事を担う浄化槽工事業者の適切な施工を確保するため、その設置された浄化槽メーカーの負担で兵庫県水質保全センターが設置工事の立会検査を行います。また、工事完了後に浄化槽管理者に対して、浄化槽を使用する際の留意すべき点等について、現場説明を実施します。



### ②浄化槽工事保証制度

法定検査等によって浄化槽の機能に異常があると判断し、原因者が特定できない場合又は原因者による費用の負担が困難な場合には、センター会員の工事業者の負担により立てた保証基準により兵庫県水質保全センターが修繕工事を実施します。(保証期間:浄化槽の使用開始日から3年間)

なお、10人槽以下の浄化槽については、全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度を適用します。

### ③浄化槽水質保証制度

浄化槽の適正な機能を確保するため、保証期間内に法定検査とは別に、契約している浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の負担で兵庫県水質保全センターが保証採水を実施し、水質の状況を確認します。

なお、水質が適正の場合は、センター保証シールが交付されます。

## 毎年1回の定期検査【浄化槽法第11条検査】

浄化槽の保守点検や清掃などが適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを調べます。なお、検査の結果は行政機関並びに浄化槽管理者の承諾のもと関係業者に通知することとなっています。

7条検査後  
次年度から  
毎年1回

兵庫県水質保全センター  
に基づく指定検査機関

- 外観検査
- 水質検査
- 書類検査

なお、検査費用については、浄化槽を使用している管理者のご負担になります。

※平成18年2月の浄化槽法の改正により、定期検査を受検しない場合は、県や市町などから必要な指導や受検勧告などを受けることがあります。

# 浄化槽法第7条の検査項目

## 総合判定

総合判定は、外観検査、水質検査および書類検査の結果を総合的に勘案して、「適正」、「おおむね適正」および「不適正」のいずれに該当するかを判定します。各項目に異常があつても総合的に判断して問題がなければ総合判定は、「適正」、「おおむね適正」となることがあります。

なお、「不適正」の判定を受けたら、県民局や政令市等の行政機関から指導を受けることがありますので、すみやかに改善してください。



## 外観検査

1 設置状況 (槽の水平、漏水、内部設備等)	4 使用の状況 (異物の流入等)
2 設備の稼動状況 (ばつ氣装置、汚泥返送装置、生物膜・活性汚泥の生成等)	5 悪臭の発生状況
3 水の流れ方の状況 (各単位装置内の水流、スカムの生成等)	6 消毒の実施状況
	7 か、はえ等の発生状況

## 水質検査

検査項目	水素イオン濃度(pH)	透視度(Tr)	残留塩素濃度(DPD)	生物化学的酸素要求量(BOD)	溶存酸素量(DO)	汚泥沈殿率(SV)
望ましい範囲	5.8~8.6	20度以上	検出されること	処理目標水質以下であること	1.0mg/L以上	10%以上

・水素イオン濃度:pH 酸性・中性・アルカリ性を計ります。)

・透視度:Tr [透明度を計ります。]

・残留塩素濃度:DPD [消毒剤のきき具合を計ります。]

・溶存酸素量:DO [ばつ氣型浄化槽で槽内に溶けている酸素量を計ります。]

・生物化学的酸素要求量:BOD [微生物が有機物を分解するのに消費される酸素量を計ります。](放流水を採水し5日間かけて分析します。)]

・汚泥沈殿率:SV [活性汚泥の量及び生成状態を見ます。(活性汚泥方式のみ計ります。)]



## 書類検査

1.保守点検の記録の保存 2.保守点検の年月日 3.保守点検の実施者 4.保守点検の記録の内容で特記すべき事項

\*1 清掃を実施している場合は、清掃の記録も確認します。

\*2 保守点検の記録は、3年間保管してください。あわせて、検査結果書も保管してください。

## 保守点検の回数

通常の使用状況において下記の回数以上が必要です。

### 浄化槽

処理方法	浄化槽の種類	期間	処理対象人員	金額
分離接觸ばつ気方式、嫌気ろ床接觸ばつ気方式、または脱窒ろ床接觸ばつ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月に1回	20人以下	5,700円
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヶ月に1回	21~50人	8,100円
活性汚泥方式		1週に1回	51~100人	11,500円
回転板接觸方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着または集束槽を有する浄化槽	1週に1回	101~300人	17,300円
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽	2週に1回	301~500人	19,700円
	3 1および2に挙げる浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回	501人以上	23,100円
			(消費税はかかりません)	26,600円